

# 日本の小児地域医療を崩壊から守るための 国に向けた緊急要望

## 1) 「コロナ子どもの遠隔健康相談」の臨時創設と財政的な支援

コロナ禍で全ての子ども達の心身に影響がありました。

私たち小児科医が丁寧に新型コロナについて説明すると安心して涙する親子がいます。

強い不安を抱えたかかりつけの子ども達と保護者の心身の健康状況確認と相談対応を、

電話、LINE、メールなどで行う「かかりつけ小児科医コロナ子どもの遠隔健康相談」として

臨時で診療として認め、財政支援を求めます。

## 2) 小児科外来診療料、小児科かかりつけ診療料の増額を

多くの小児科診療所が算定している6歳未満の包括算定である小児科外来診療料を大幅に増額することで小児科診療所への財政支援を。

地域の小児救急、集団健診、園学校医活動などに従事している子どものかかりつけ医への評価である、小児科かかりつけ診療料の機能強化加算を増額し、病院は200床未満に限るという制限をなくすことで病院小児科へも支援を。

## 3) 小児特定疾患カウンセリング料を小児科外来診療料採用医療機関でも

### 保険請求できるように

一般小児科診療に加えて、新型コロナウイルス感染症によって様々なストレスを抱えた親子への専門性の高い対応が求められています。

小児特定疾患カウンセリング料は、子どもの心の問題を診療支援した際の加算ですが、小児科外来診療料算定医療機関では6歳未満の子どもの心の問題に時間をかけて対応しても加算請求できません。

また長期にわたる行動制限のために生じた子どもたちの心身の様々な不調への対応には時間をかけた診察が必要ですが、診療報酬上の評価は不十分で小児科診療所の負担になっています。

#### 4) 9月末までの病児保育事業への特例措置の延長

病児保育は社会経済活動を維持していくための社会インフラとして何より必要です。

9月末までの病児保育事業への特例措置の延長を求めます。

#### 5) 国の経営支援策の要件緩和を

保険診療収入の大幅な減少と比較して予防接種の件数が比較的維持されたため、総医業収入は50%以上減少せず、多くの小児科診療所がわずかの差で国の支援を受けることができません。

しかし予防接種ではワクチン代など必要経費、消費税がかかりますので小児科の全体の収支は見た目以上に落ち込んでいます。

「持続化給付金」「家賃支給給付金」の小児科医療機関の支給対象要件を緩和してください。

#### 6) 小児科外来診療料採用医療機関でも各種迅速検査を保険請求できるように

多くの小児科診療所はまるめ（小児科外来診療料）で診療報酬包括算定（定額）を行っていますが、この場合、各種の迅速検査は保険請求できず診療所の費用持ち出しとなります。

秋以降は発熱時は保健所等ではなく、まずはかかりつけ医に相談をと変更されました。

新型コロナを除外するためにインフルエンザをはじめとした種々の迅速検査への要望が高まると予想され、小児科診療所の大きな経営負担となります。